

9.9.2 断熱性能

9.9.2.1 一般事項

断熱材の厚さは、この項による。ただし、公庫が別に定める熱貫流率又は熱抵抗の値を用いて断熱材の厚さを決定する場合の断熱性能は、この項によらず特記による。

9.9.2.2 断熱材の種類

断熱材の種類は、9.3.2（断熱材の種類）の項による。

9.9.2.3 断熱材の厚さ

断熱材の厚さは、地域区分、施工部位、断熱材の種類及び断熱材の施工法に応じ、次の早見表に掲げる数値以上の厚さとする。（「必要な熱抵抗値」の単位は $\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$ ）

【早見表の活用にあたっての注意】

- 以下の早見表は断熱材の各グループのうち、熱伝導率の最大値を用いて算出した厚さを5mm単位で切り上げたものである。したがって、使用する断熱材によっては必要厚さを早見表に掲げる数値よりも低い値とすることが可能であり（巻末の表「熱抵抗の値を得るための断熱材厚さ」を用いて決定する）、この場合の断熱材の種類・厚さは特記する。
- 部位（屋根又は天井、窓、床）によって異なる断熱材の施工法（充填断熱工法、外張断熱工法）を採用する場合には、当該施工法に該当するそれぞれの厚さを適用する。
- 「土間床等の外周部」の断熱材の厚さは、基礎の外側、内側又は両側に地盤面に垂直に施工される断熱材の厚さを示す。なお、断熱材の垂直方向の深さは基礎底盤上端から基礎天端まで、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとする。

1. 地域Ⅰに建設する充填断熱工法の住宅における断熱材の必要厚さは次による。

部位		必要な熱抵抗値	横架材の厚さ (mm)	断熱材の種類・厚さ (単位: mm)						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
屋根又は天井	屋根	6.6		345	330	300	265	225	185	150
	天井	5.7		300	285	260	230	195	160	130
壁		3.6		190	180	165	145(*1)	125	105	80
外壁の中間階床における横架材部分・まぐさ部分		1.2(*2)	38	50	45	45	40	35	25	20
			76	30	30	30	25	20	20	15
床	外気に接する部分	4.2		220	210	190	170	145	120	95
	その他の部分	3.1		165	155	140	125	110	90	70
土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5		185	175	160	140	120	100	80
	その他の部分	1.2		65	60	55	50	45	35	30

(*1) 外壁のたて枠を206材（幅140mm）とする場合には、熱伝導率が0.038（単位： $\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$ ）以下の断熱材を140mm施工すれば所要熱抵抗値が確保される。

（断熱材の種類Cのうち、熱伝導率が0.038（単位： $\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$ ）以下のものには、住宅用グラスウール24、32K相当、高性能グラスウール16、24K相当、住宅用ロックウール断熱材（マット、フェルト、ボード）、ビーズ法ポリスチレンフォーム1号、2号、ポリエチレンフォームA種、フェノールフォーム保温板2種1号がある。）

(*2) 横架材部分の断熱補強については、横架材自身の持つ断熱性能と付加される補強断熱材の断熱性能を足しあわせて、要求される熱抵抗値を満足すればよい。上表の当該部分の断熱材厚さは、使用する横架材厚さごとに必要な断熱材のみの厚さを示している。なお、横架材は、天然木材（1類）程度の熱伝導率で算定した。

2. 地域Ⅰに建設する外張断熱工法の住宅における断熱材の必要厚さは次による。

部位		断熱材の厚さ	必要な熱抵抗値	断熱材の種類・厚さ (単位: mm)						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
屋根又は天井			5.7	300	285	260	230	195	160	130
壁			2.9	155	145	135	120	100	85	65
床	外気に接する部分		3.8	200	190	175	155	130	110	85
	その他の部分		—	—	—	—	—	—	—	—
土間床等の外周部	外気に接する部分		3.5	185	175	160	140	120	100	80
	その他の部分		1.2	65	60	55	50	45	35	30

3. 地域Ⅱに建設する充填断熱工法の住宅における断熱材の必要厚さは次による。

断熱材の厚さ		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類・厚さ (単位: mm)						
部位			A-1	A-2	B	C	D	E	F
屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
	天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
壁		2.3	120	115	105	95(*)	80	65	55
床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
	その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
	その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

(*) 外壁のたて枠を204材(幅89mm)とする場合には、熱伝導率が0.038(単位: W/(m・K))以下の断熱材を89mm施工すれば所要性能が確保される。

4. 地域Ⅱに建設する外張断熱工法の住宅における断熱材の必要厚さは次による。

断熱材の厚さ		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類・厚さ (単位: mm)						
部位			A-1	A-2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
	その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—
土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
	その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

5. 地域Ⅲ～Ⅴに建設する充填断熱工法の住宅における断熱材の必要厚さは次による。

断熱材の厚さ		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類・厚さ (単位: mm)						
部位			A-1	A-2	B	C	D	E	F
屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
	天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
壁		2.3	120	115	105	95(*)	80	65	55
床	外気に接する部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
	その他の部分	2.0	105	100	90	80	70	60	45
土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15

(*) 外壁のたて枠を204材(幅89mm)とする場合には、熱伝導率が0.038(単位: W/(m・K))以下の断熱材を89mm施工すれば所要性能が確保される。

6. 地域Ⅲ～Ⅴに建設する外張断熱工法の住宅における断熱材の必要厚さは次による。

断熱材の厚さ		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類・厚さ (単位: mm)						
部位			A-1	A-2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55
	その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—
土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15

9.9.2.4 断熱材の厚さ・熱抵抗値の特例

1つの部位で断熱材の厚さ又は熱抵抗値を減ずる場合には、以下の方法により行うものとする。ただし、1及び2の項目は、いずれか1つのみ適用できるものとする。

- Ⅲ～Ⅴ地域において、外壁の一部で熱抵抗値を減ずる場合は、次のイ又はロのいずれかの方法で当該部分で減じた熱抵抗値を補完するものとする。ただし、減じることができる熱抵抗値は当該部分の基準値の1/2を上限とする。

☐イ. 他の外壁で補完する場合は、減じた熱抵抗値の1/2以上を、当該部分を除く外壁の断熱材の熱抵抗値に付加する。ただし、熱抵抗値を減ずる部分の面積は、開口部を除く外壁面積の11%以下とする。

☐ロ. 開口部で補完する場合は、以下のいずれかによる。ただし、熱抵抗値を減ずる部分の面積は、開口部を除く外壁面積の30%以下とする。

☐①全ての開口部の建具を、地域区分に応じ、次の表のとおりとする。

地域区分	Ⅲ	Ⅳ・Ⅴ
開口部の建具	9.8.1の1の項による	9.8.1の2の項による

☐②全ての開口部の熱貫流率を、地域区分に応じ、次の表に掲げる数値以下とする。

地域区分	Ⅲ	Ⅳ・Ⅴ
熱貫流率 (W/(m ² ・K))	2.33	3.49

2. 屋根で熱抵抗値を減ずる場合は、地域区分に応じ、次のイ又はロのいずれかの方法で当該部分で減じた熱抵抗値を補完するものとする。ただし、減じることができる熱抵抗値は当該部分の基準値の1/2を上限とする。

☐イ. 外壁で補完する場合は、減じた熱抵抗値の0.3倍以上を外壁の断熱材の熱抵抗値に付加する。(Ⅰ～Ⅴ地域)

☐ロ. 開口部で補完する場合は、以下のいずれかによる。(Ⅲ～Ⅴ地域に限る)

☐①全ての開口部の建具を、地域区分に応じ、次の表のとおりとする。

地域区分	Ⅲ	Ⅳ・Ⅴ
開口部の建具	9.8.1の1の項による	9.8.1の2の項による

☐②全ての開口部の熱貫流率を、地域区分に応じ、次の表に掲げる数値以下とする。

地域区分	Ⅲ	Ⅳ・Ⅴ
熱貫流率 (W/(m ² ・K))	2.91	4.07

用語

充填断熱工法と外張断熱工法

枠組壁工法住宅の断熱施工方法を大別すると、

①充填断熱工法…たて枠などの構造部材間の空間に断熱材を詰め込み断熱する工法

②外張断熱工法…外壁などの構造部材の外気側に断熱材を張り付けていく工法（屋根又は天井、外壁、外気に接する床において適用）

の2つに分類されるが、省エネルギー住宅（次世代型）割増融資工事基準では、それぞれに対応した熱抵抗値を規定しており、躯体もすっぽり覆う外張断熱工法の方が必要な断熱材の厚さは少なくなっている。なお、早見表において構造部材間におさまらない数値が示されている箇所については、充填断熱を行ったうえに、さらに足りない厚さ相当分の断熱材を外張することが必要となる。（この場合、断熱材の厚さの適用や気密工事においては「充填断熱工法」の仕様を適用することとなる。）

施工方法

中間階床の横架材部分

寒冷地であるⅠ地域では、中間階における外気に接する側根太部分、まぐさ部分が局所的に熱の移動が大きい箇所となることから、断熱材を施工することが必要となるので注意を要する。

留意事項

土間床等の外周部の断熱材

基礎断熱工法とする場合の基礎に施工する断熱材は9.9.2.3（断熱材の厚さ）の項による早見表における「土間床等の外周部」の「外気に接する部分」の欄に記載されている厚さの断熱材を施工する。なお、垂直方向の断熱材に加え、地面との熱移動を減少させるために、水平方向に補強断熱を行う場合には、その厚さ、補強長さに応じて、垂直方向の断熱材の厚さ(T1)を下表に示す数値とすることができる。（充填断熱工法・外張断熱工法共通）

表1 断熱補強を行った場合の基礎断熱材（垂直方向）の厚さ（T1）【外側断熱】

	水平断熱補強		基礎断熱材（垂直方向）必要厚さ（T1）・断熱材種類							
地域 区分	断熱材 種類	断熱補強 厚さ(T2)	補強長さ（W）45cm以上の場合				補強長さ（W）90cm以上の場合			
			C	D	E	F	C	D	E	F
Ⅰ・ Ⅱ	水平断熱補強なし		140	120	100	80	140	120	100	80
	C	20mm以上	100	85	70	55	80	65	55	45
		45mm以上	90	75	60	50	70	60	50	40
	D	20mm以上	100	85	70	55	75	65	55	45
		45mm以上	85	70	60	50	65	55	45	35
	E	20mm以上	95	80	70	55	75	65	55	45
		45mm以上	80	70	55	45	60	55	45	35
	F	20mm以上	95	77	65	50	75	60	50	40
45mm以上		75	60	50	40	55	50	40	30	
Ⅲ～ Ⅴ	水平断熱補強なし		70	60	50	40	70	60	50	40
	C	20mm以上	50	40	35	30	35	30	25	20
	D	20mm以上	45	40	35	30	35	30	25	20
	E	20mm以上	45	40	35	30	35	30	25	20
	F	20mm以上	45	40	30	25	35	30	25	20
	水平断熱補強なし		70	60	50	40	70	60	50	40

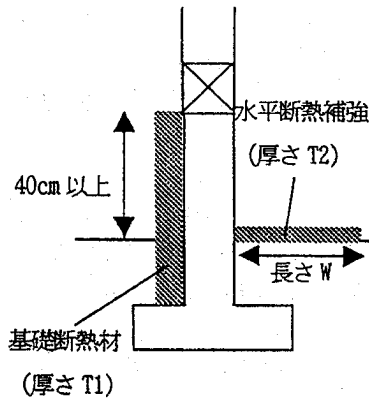
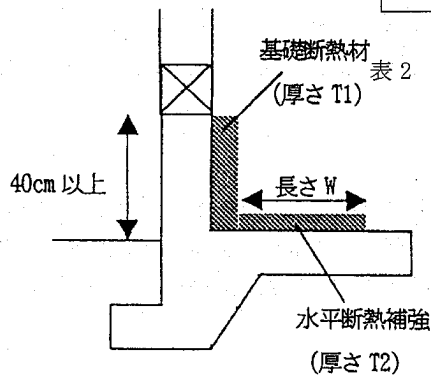


表2 断熱補強を行った場合の基礎断熱材（垂直方向）の厚さ（T1）【内側断熱】

	水平断熱補強		基礎断熱材（垂直方向）必要厚さ（T1）・断熱材種類			
地域 区分	断熱材 種類	断熱補強厚さ （T2）	補強長さ（W）90cm以上			
			C	D	E	F
Ⅲ～ Ⅴ	水平断熱補強なし		70	60	50	40
	C	20mm以上	35	30	25	20
	D	20mm以上	35	30	25	20
	E	20mm以上	30	25	20	20
	F	20mm以上	25	20	15	15



9.9.3 断熱材の施工

9.9.3.1 断熱材の加工 断熱材の加工方法は、9.4.1（断熱材等の加工）の項による。

9.9.3.2 断熱材の施工 1. 断熱材はすき間無く、気密材に密着して施工する。
2. 断熱材の施工は、上記の他9.4.2（断熱材の施工）（1及び6を除く。）及び9.4.10（注意事項）の項による。

9.9.3.3 防風材の施工 防風材の施工方法は、9.4.4（防風材の施工）の項による。

9.9.3.4 基礎の施工 基礎断熱の場合の基礎の施工は、9.4.5（基礎の施工）の項による。

9.9.3.5 床の施工 床断熱の場合の床の施工は、9.4.6（床の施工）の項による。

9.9.3.6 壁の施工 1. 断熱材の施工は9.4.7（壁の施工）の項（9.4.7の4を除く。）による。
2. 断熱層の屋外側に通気層を設け、壁内結露を防止する構造とし、特記による。特記のない場合は、4.10.10（外壁内通気措置）の項による。

9.9.3.7 天井の施工 天井断熱の場合の天井の施工は、次による。

1. 天井断熱の場合の天井の施工は、9.4.8（天井の施工）の項（9.4.5を除く。）による。
2. 埋込照明器具（ダウンライト）を使用する場合には、器具を断熱材で覆うことができるS形埋込み形照明器具等を使用し、断熱材が連続するような措置を講ずる。

9.9.3.8 屋根の施工 屋根断熱の場合の屋根の施工は次による。

1. 屋根断熱の場合の屋根の施工は、9.4.9（屋根の施工）の項（9.4.9の3を除く。）による。
2. 断熱材の外側には、通気層を設ける。また、断熱材としてフェルト状断熱材を使用する場合には、断熱材と通気層の間に防風材を設ける。

施工方法

断熱材等の施工

特に高い省エネルギー性能を確保するための本仕様においては、壁内結露を防止するために構造材等に乾燥材を用いるとともに、外壁及び屋根に通気層を設け、外壁内部、屋根内部に侵入した水蒸気を外気等に放出させるための措置を講じておくことが重要となる。なお、その他の施工上の留意点については、本仕様書9.4（断熱材等の施工）の項を参照すること。

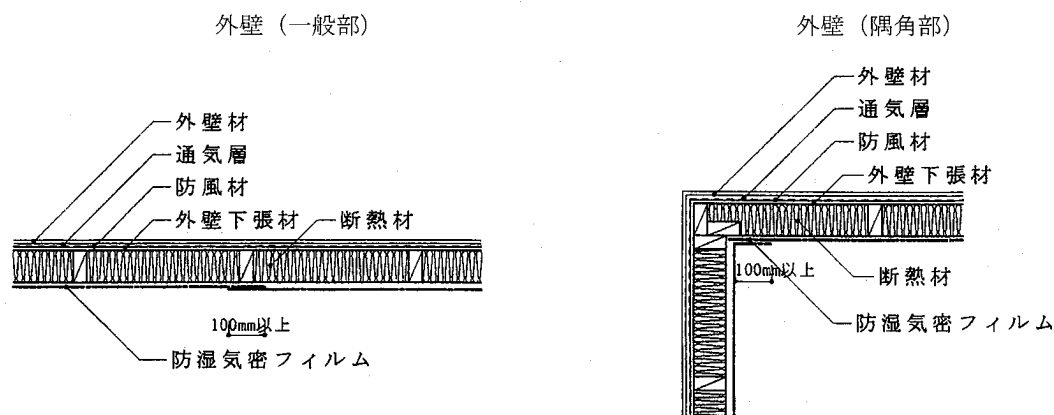
- 9.9.4 気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）
- 9.9.4.1 一般事項 1. 充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による気密工事はこの項による。
2. この項に掲げる仕様以外の仕様とする場合は、公庫の認めたものとする。
- 9.9.4.2 材料・工法一般 1. 材料及び工法一般については9.6.2（材料・工法一般）の項による。
2. 防湿気密フィルムの厚さは建設地に応じて次のとおりとする。
イ. 地域Ⅰ又はⅡにおいて建設する場合は厚さ0.2mm以上
ロ. 地域Ⅲ～Ⅴにおいて建設する場合は厚さ0.1mm以上
- 9.9.4.3 壁、床、天井（又は屋根）の施工 壁、床、天井（又は屋根）の施工は、9.6.3（壁、床、天井（又は屋根の施工））の項による。
- 9.9.4.4 壁、床、天井（又は屋根）の取合い部等の施工 壁、床、天井（又は屋根）の取合い部等の施工は、9.6.4（壁、床、天井（又は屋根）の取合い部等の施工）の項による。
- 9.9.4.5 ボード状繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合 ボード状繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合の防湿気密フィルムの施工は、9.6.5（ボード状繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）の項による。
- 9.9.4.6 基礎断熱部の取合い 基礎断熱部の取合いの施工は、9.6.6（基礎断熱部の取合い）の項による。
- 9.9.4.7 細部の気密処理（地域Ⅰ又はⅡにおいて建設する場合） 1. 枠組材が防湿気密フィルムを貫通する部分は、防湿気密フィルムと構造材を気密テープ等ですき間が生じないように留め付ける。
2. 開口部等の周りの施工は次による。
イ. 開口部周りは、サッシ枠取り付け部で結露が生じないように、構造材や防湿気密フィルムとサッシ枠のすき間を気密補助材で処理する。
ロ. 床下及び小屋裏等の点検口周りは、防湿気密フィルムを点検口の枠材に、気密テープなどによって留め付ける。
ハ. 断熱構造とする部分に用いる床下及び小屋裏点検口は、気密性の高い構造とする。
3. 設備配管周りの施工は次による。
イ. 設備配管又は配線により外壁、天井、床の防湿気密フィルムが切れる部分は、貫通する外壁、天井、床のそれぞれの防湿気密フィルムを切り開き、切り開いた部分を留めしめるとし設備配管又は配線に気密テープで留め付けるなど、防湿気密層が連続するよう処理する。
ロ. 電気配線のコンセント、スイッチボックスの周りの施工は次のいずれかとし、外壁、天井、床のそれぞれの防湿気密フィルムと気密テープで留め付ける。
☐（イ）防湿措置が講じられた専用のボックスを使用する。
☐（ロ）コンセント、スイッチボックスの周りを防湿気密フィルムでくるむ。
- 9.9.4.8 注意事項 1. Ⅲ～Ⅴ地域に建設する場合であっても、細部の気密処理の施工に十分注意する。
2. 燃焼系の暖房器具又は給湯機器を設置する場合には、密閉型又は屋外設置型の機器が設置できるように計画する。

気密工事

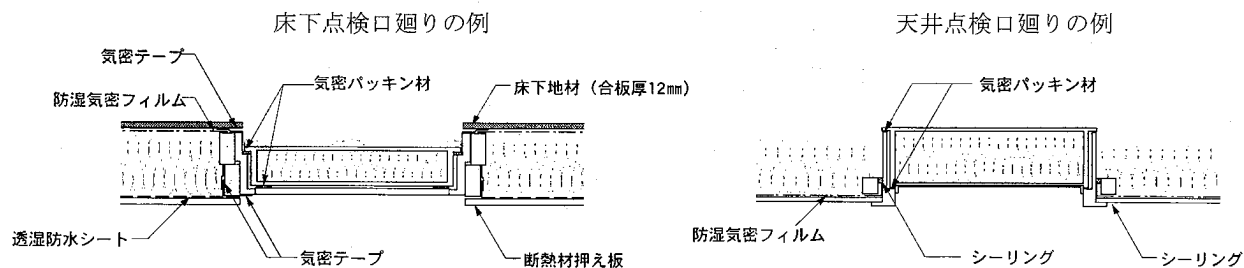
基準金利適用住宅（省エネルギータイプ）、省エネルギー住宅（一般型）割増融資工事の仕様では、床面積 1 m^2 当たりの相当すき間面積が 5 cm^2 以下の住宅を気密住宅と定義し、Ⅰ地域において建設する場合に、気密住宅とすることを要件としているが、省エネルギー住宅（次世代型）割増融資工事基準では、全国の住宅に対して一定の気密性能を確保することを求めている。求めている性能は寒冷地であるⅠ、Ⅱ地域では、相当すき間面積が 2 cm^2 以下、その他の地域では相当すき間面積が 5 cm^2 以下とされており、本項の仕様は、その性能に相当したみなし仕様を示しているものである。

なお、防湿気密フィルム、気密テープ等に関する施工上の留意点については、本仕様書9.6（気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合））の項を参照すること。

参考図9.4.3-1 壁の施工例



参考図9.4.7-1 点検口まわりの施工例



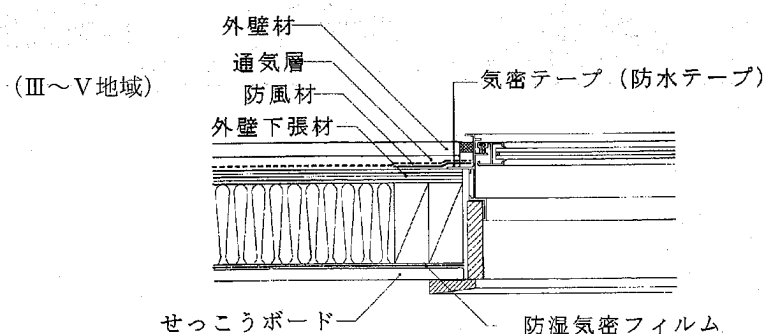
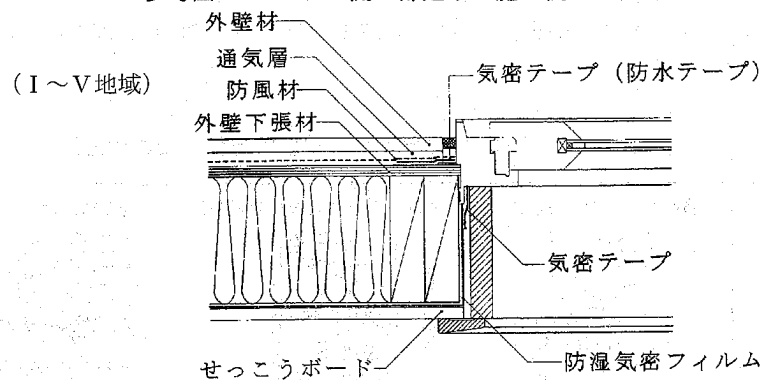
施工方法

開口部、設備配管等周りの施工（Ⅰ、Ⅱ地域で建設する場合）

開口部、設備配管等の周りは、木材の乾燥収縮等により、長期的にすき間が生じないような納まりとする。外壁の防湿気密フィルムは開口部枠にコーキング材、テープ等により留め付ける。

給湯、給水管はなるべく間仕切壁や中間階ふところ部分に設け、防湿気密フィルムの貫通部が極力少なくなるようにする。やむを得ず配管、配線等が防湿気密フィルムを貫通する場合は、配管、配線周りにすき間が生じないように、テープ、コーキング材等を施工する。防湿気密層の施工後に設備機器、設備配管等を施工する場合、防湿気密層が破損しないよう施工管理を行う。

参考図9.9.4.7-2 開口部廻りの施工例

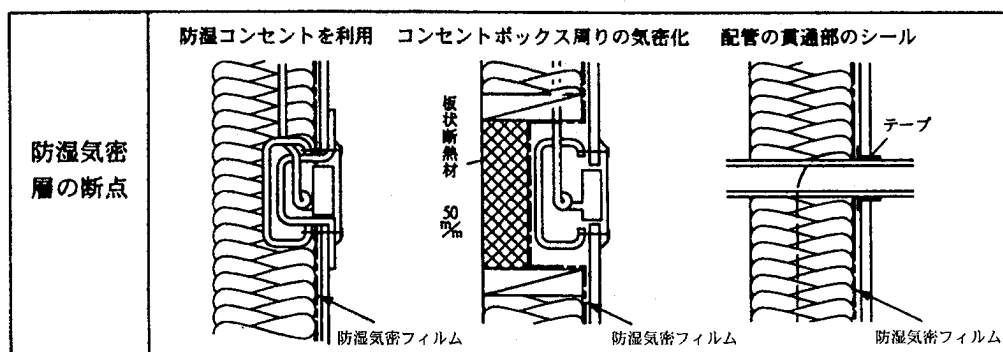


暖冷房、給湯機器、通風計画等に関する配慮

気密性を高めることを前提とした省エネルギー住宅工事（次世代型）においては、暖冷房、給湯機器、通風等に関して次の点について配慮して計画することが望ましい。

- ・暖冷房設備を設置する場合には、当該設備の能力は、対象となる室の暖冷房負荷に応じたものとし、部分負荷効率（定格出力100%未満の出力時の機器の効率をいう。）の高いものを選定する。
- ・暖房機器及び給湯機器（以下「暖房機器等」という。）であって燃焼系のものを設置する場合には、室内空気汚染を抑制するため、原則として密閉型又は屋外設置型の暖房機器等が設置できる設計をする。なお、半密閉型の暖房機器等の使用を前提とする場合にあっては、局所換気装置使用時に室内が過度の減圧状態になることにより排ガスの逆流が生じることのないように、換気装置と連動する給気口を設置する等の措置を講じる。
- ・連続暖房、部分又は間欠暖房等の居住者の要求に応じた使い方を可能とする暖冷房設備の設計を行う。
- ・夏期及び中間期の外気が快適な場合には、通風により室内の快適性を確保するため、各室に方位の異なる開口部を設けるよう努める。なお、防虫、防犯等に配慮した開口部材の活用、外部からの視線を遮るための植栽の配置等について検討を行う。

参考図9.9.4.7-3 防湿気密層の連続性を保つための方法



- 9.9.5 気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）
- 9.9.5.1 一般事項 1. 発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合の各部位の気密工事はこの項による。
2. この項に掲げる仕様以外の仕様とする場合は、公庫の認めたものとする。
- 9.9.5.2 材料・工法一般 材料及び工法一般については9.7.2（材料・工法一般）の項による。
- 9.9.5.3 壁・屋根及びその取合い部等 1. 地域Ⅰ又はⅡにおいて建設する場合は、9.7.3（壁、屋根及びその取合部の施工）の1（イ及びロを除く。）による。
2. 地域Ⅲ～Ⅴにおいて建設する場合は、9.7.3（壁、屋根及びその取合部の施工）の1による。
3. 上記の他、各部の施工については、9.7.3の2、3及び4による。
- 9.9.5.4 基礎断熱部の取合い等 基礎断熱部の取合い、細部の気密処理、注意事項については、それぞれ9.6.6（基礎断熱部の取合い）、9.9.4.7（細部の気密処理（地域Ⅰ又はⅡにおいて建設する場合））、9.9.4.8（注意事項）による。
- 9.9.6 開口部の断熱性能
- 9.9.6.1 開口部建具の種類 1. 地域Ⅰ又はⅡにおける開口部は9.8.1（開口部建具の種類）の1の項による。
2. 地域Ⅲにおける開口部は9.8.1（開口部建具の種類）の1又は2の項による。
3. 地域Ⅳ又はⅤにおける開口部は9.8.1（開口部建具の種類）の1、2又は3の項による。
4. 上記1から3に掲げるもの以外の建具とする場合は、次による。
イ. 地域Ⅰ又はⅡにおいて建設する場合にあっては熱貫流率が2.33以下のもの
ロ. 地域Ⅲにおいて建設する場合にあっては熱貫流率が3.49以下のもの
ハ. 地域Ⅳ又はⅤにおいて建設する場合にあっては熱貫流率が4.65以下のもの
- 9.9.6.2 開口部の気密性 開口部に用いる建具（9.9.6.1の4に該当する建具は除く。）は地域の区分に応じ、次の気密性能の等級に該当するものとする。
イ. 地域Ⅰ又はⅡにおける開口部はJIS A 4706（サッシ）に定める気密性等級「A-4」を満たすもの
ロ. 地域Ⅲ～Ⅴにおける開口部はJIS A 4706（サッシ）に定める気密性等級「A-3」又は「A-4」を満たすもの
- 9.9.6.3 注意事項 開口部の施工に係る注意事項は、9.8.3（注意事項）の項による。

留意事項

開口部建具

低放射複層ガラス、断熱フラッシュ構造扉等に関する解説については、本仕様書9.8（開口部の断熱性能）の項を参照すること。

- ・玄関や勝手口においては、ドアや引戸が単独で使われる場合と風除室が併設される場合がある。後者の場合には下表によることとする。

玄関ドア（引戸）単体の熱貫流率 （単位：W/(m ² ・K)）	地域の区分・風除室の要否		
	Ⅰ・Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ・Ⅴ
2.33以下	不要	不要	不要
2.34～2.91	必要	不要	不要
2.92～3.49	必要	不要	不要
3.50～4.07	必要	必要	不要
4.08～4.65	必要（複風除室） ^注	必要	不要
ガラス単板入り建具同等（6.51程度）	必要（複風除室） ^注	必要	必要

注）複風除室とは、風除室のガラス全てに複層ガラスを使用した風除室をいう。